

## 償還（回数・金額）変更申込書

年 月 日

横浜市職員共済組合理事長

横浜市職員共済組合貸付の償還（回数・金額）を変更したいので申し込みます。

貸付種別	1 普通    2 住宅    3 災害    4 在宅介護対応住宅 5 医療    6 入学    7 修学    8 結婚    9 葬祭	共済組合受付印								
貸付番号	号									
職員番号	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> </tr> </table>									
所属	区・局	課								
氏名	所属電話									
変更希望月	年	月から								

### 償還（回数・金額）変更の内容

		変 更 後	変 更 前
1 回数変更	毎月分	回	回
	期末・勤勉手当分	回	回
2 金額変更	毎月分	円	円
	期末・勤勉手当分	円	円

### 注 意

- 1 償還（回数・金額）の変更は1回限りです。利率が引き上げられると償還額も引き上げられますので、償還変更される場合はよくお考えのうえお申込みください。
- 2 これまでの償還回数とこれからの償還回数の通算回数は、最大償還回数以内とします。すでに、最大償還回数で償還している方は、償還額の減額変更はできません。
- 3 期末・勤勉併用償還の毎月分を先に償還終了すること及び期末・勤勉手当分より毎月分の残高を少なくすることはできません。
- 4 毎月償還のみの貸付を期末・勤勉併用償還に変更すること及び期末・勤勉併用償還を毎月償還のみに変更することはできません。
- 5 受付日によっては、希望月からの変更ができない場合があります。

問合せ先

横浜市職員共済組合福祉事業係

電話 671-3400